

|         |          |      |             |
|---------|----------|------|-------------|
| 地方公共団体名 | 北本市（埼玉県） | 担当部署 | 市民経済部くらし安全課 |
| 実施段階    | 調達方針策定段階 | 取組内容 | 調達方針の策定     |

北本市は、調達方針として「北本市グリーン購入推進指針」を定め、具体的な取組手順や事務的に必要な事項を「北本市グリーン購入ガイドライン」として取りまとめ、必要に応じて見直しを行っています。ガイドラインでは、グリーン購入の手順（フロー図）とよくあるQ A、各品目の判断の基準とその見分け方、集計単位等を一覧表にし、誰でも調達に際してグリーン購入が実施できるような資料となっています。

## 平成26年度版 北本市グリーン購入ガイドライン（一部抜粋）

### グリーン購入の手順

北本市グリーン購入ガイドライン（本書）を確認

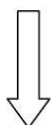


購入する物品は、このガイドラインに掲載された品目ですか？



はい

本書にて適合基準を確認して購入。



購入実績報告書（ISO 文書 C21）に記入



いいえ

北本市グリーン購入の対象外。  
購入実績報告書に記載する必要はありません。  
ただし、自主的に環境に配慮されているもの（再生材を使用している等）を選んで購入してください。

※ 物品購入の都度、日付、品目、金額、適合性判断基準をメモしておくことを勧めます。  
実績報告書を作成する時期になって伝票を遡り確認をしようとすると、とても大変な作業になります。  
課で物品を購入する人が複数名いる場合は意識を共有し、物品購入の都度記録を残しておきましょう。

よくある質問（Q&A）

**Q** 判断の基準、配慮事項、品目個別の配慮事項とありますが、全てを満たさなければ不適合になるのでしょうか？

**A** 判断の基準は基準を満たさないと不適合となります。配慮事項、品目個別の配慮事項は、あくまで購入にあたり配慮することが「望ましい」事項です。したがって、配慮事項を満たさなくても、判断の基準を満たしていれば適合扱いになります。

**Q** ○○を購入したいのですが、グリーン購入ガイドラインに○○が載っていません。

**A** その製品は北本市グリーン購入の対象外です。したがって、購入にあたって報告書への記載などの義務はありません。（報告書には記載しないでください。）

### 3 グリーン購入ガイドラインの見かた（凡例）

分類内のすべての品目（この例ではインデックスから油性ペンまですべて）に共通して、購入にあたっての基準となるものです。（必須事項）

分類内のすべての品目（この例ではインデックスから油性ペンまですべて）について、購入にあたっての基準となるものではありませんが、配慮することが望ましい事項です。（任意）

| 項 目             | A                                                                                                                                                                                                                                                       | 分類番号       | 3               | 分 類 名 | 文具事務用品類 |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------------|-------|---------|
| 分類共通の<br>判断の基準等 | <b>【判断の基準】</b><br>金属を除く主材料が以下の条件を満たすこと<br>①プラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること<br>②木質の場合にあつては、間伐材及び廃材等の木材が使用されていること<br>③紙の場合にあつては、紙の原料は古紙配合率40%以上であること<br>※上記の基準を満たす製品であるか、またはエコマーク、グリーンマーク等、環境ラベルを取得した製品であるか、または”グリーン購入法適合商品”と表示された製品であること |            |                 |       |         |
|                 | <b>【配慮事項】</b><br>製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること                                                                                                                                                                                        |            |                 |       |         |
| 品目No.           | 品 目 名                                                                                                                                                                                                                                                   | 適 用 部 分    | 品目個別の配慮事項       |       | 単位      |
| 1               | インデックス                                                                                                                                                                                                                                                  | ラベル・剥離紙に適用 |                 |       | 1 パック   |
| 2               | パンチ穴ラベル                                                                                                                                                                                                                                                 | ラベル・剥離紙に適用 |                 |       | 1 パック   |
| 3               | セロハンテープ                                                                                                                                                                                                                                                 | 巻芯に適用      |                 |       | 1 巻     |
| 4               | 両面テープ                                                                                                                                                                                                                                                   | テープ、巻芯に適用  |                 |       | 1 巻     |
| 5               | クラフトテープ                                                                                                                                                                                                                                                 | テープ、巻芯に適用  |                 |       | 1 巻     |
| 6               | 粘着テープ                                                                                                                                                                                                                                                   | 巻芯に適用      | テープはPET再生繊維を使用  |       | 1 巻     |
| 7               | 鉛筆                                                                                                                                                                                                                                                      | 軸に適用       |                 |       | 1 本     |
| 8               | シャープペン                                                                                                                                                                                                                                                  | 軸に適用       | 残芯が少ないこと        |       | 1 本     |
| 9               | シャープペン替芯                                                                                                                                                                                                                                                | 容器に適用      |                 |       | 1 個     |
| 10              | ボールペン                                                                                                                                                                                                                                                   | キャップ、軸に適用  | 替芯が可能なもの        |       | 1 本     |
| 11              | 蛍光ペン                                                                                                                                                                                                                                                    | キャップ、軸に適用  | 消耗品は交換又は補充可能なもの |       | 1 本     |
| 12              | 油性ペン                                                                                                                                                                                                                                                    | キャップ、軸に適用  | 消耗品は交換又は補充可能なもの |       | 1 本     |

“分類共通の判断の基準等”がその品目のどの部分に適用になるかを示したものです。例えば、6粘着テープの場合、分類共通の判断の基準等は、巻芯に適用となります。  
 ※「適用部分」は文具事務用品類についてのみ記載しています。

個々の品目において、配慮されることが望ましい事項です。

※北本市公開の資料を掲載しています。

URL : [http://www.city.kitamoto.saitama.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/10/green\\_guideline.pdf](http://www.city.kitamoto.saitama.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/10/green_guideline.pdf)